

平成20年4月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成20年4月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成20年4月10日(木) 午後2時00分 開議
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 委員長の選挙
 - 5 会議録署名委員の指名
 - 6 議案第1号 市川市私立幼稚園園児補助金交付規則の一部改正について
 - 7 報告第1号 市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の一部を改正する等の規則の制定に関する臨時代理の報告について
報告第2号 市川市教育委員会事務局並びに教育機関等处務規程等の一部を改正する規程の制定に関する臨時代理の報告について
報告第3号 市川市教育委員会事務委任規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第4号 市川市教育委員会公印規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第5号 市川市立学校等職員服務規程の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第6号 市川市立学校に勤務する職員の服務に関する規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第7号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について
報告第8号 市川市私立幼稚園幼児教育振興費補助金交付規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第9号 市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について
報告第10号 市川市教育委員会住民基本台帳カードの利用に関する規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 8 その他
 - (1) 平成20年度2月定例市議会について

- (2) 平成19年度教育計画のまとめについて
- (3) 平成20年度附属機関への諮問予定について
- (4) 平成19年度教育施設の整備成果について
- (5) 全国学力・学習状況調査について
- (6) 指定管理者の選定手続きについて（放課後保育クラブ）

9 閉 会

4 本日の会議に付した事件

- 1 議案第1号 市川市私立幼稚園園児補助金交付規則の一部改正について
- 2 報告第1号 市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の一部を改正する等の規則の制定に関する臨時代理の報告について
- 報告第2号 市川市教育委員会事務局並びに教育機関等処務規程等の一部を改正する規程の制定に関する臨時代理の報告について
- 報告第3号 市川市教育委員会事務委任規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 報告第4号 市川市教育委員会公印規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 報告第5号 市川市立学校等職員服務規程の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 報告第6号 市川市立学校に勤務する職員の服務に関する規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 報告第7号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について
- 報告第8号 市川市私立幼稚園幼児教育振興費補助金交付規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 報告第9号 市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について
- 報告第10号 市川市教育委員会住民基本台帳カードの利用に関する規則の一部改正に関する臨時代理の報告について

3 その他

- (1) 平成20年度2月定例市議会について
- (2) 平成19年度教育計画のまとめについて
- (3) 平成20年度附属機関への諮問予定について
- (4) 平成19年度教育施設の整備成果について
- (5) 全国学力・学習状況調査について

(6) 指定管理者の選定手続きについて (放課後保育クラブ)

5 出席委員 五十嵐 芙美子
吉岡 博之
井関 利明
宇田川 進
西垣 惇吉

6 欠席委員 なし

7 出席職員、職・氏名

| | | | |
|-----------|--------|----------|--------|
| 教育次長 | 松永 潤 | 教育総務部長 | 小川 隆啓 |
| 教育総務部次長 | 栗原 久則 | 学校教育部長 | 田中 庸恵 |
| 学校教育部次長 | 山崎 繁 | 生涯学習部長 | 田口 修 |
| 生涯学習部次長 | 浮ヶ谷 隆一 | 教育政策課長 | 青木 一雄 |
| 人事・福利担当室長 | 山田 修一 | 就学支援課長 | 松本 辰夫 |
| 教育施設課長 | 渡邊 静男 | 義務教育課長 | 古山 弘志 |
| 指導課長 | 高橋 邦夫 | 保健体育課長 | 西川 裕二郎 |
| 教育センター所長 | 伊東 秀樹 | 生涯学習振興課長 | 齋藤 忠昭 |
| 地域教育課長 | 浅岡 裕 | 青少年育成課長 | 曾根 洋次郎 |
| 公民館センター長 | 堀切 公雄 | 中央図書館長 | 露木 芳輝 |
| 考古博物館長 | 石毛 一成 | 自然博物館長 | 西 博孝 |

8 事務局職員、職・氏名

教育政策課 主 幹 大嶋 章一
" 副主幹 谷内 弘美

○ **事務局**

それでは、会議に先立ちまして、職員の異動がございましたので、新たに異動してまいりました職員は、自席で役職名・氏名を述べさせていただきます。

— 職員の紹介 —

○ **事務局**

次に、平成20年4月4日をもちまして、五十嵐委員の教育委員長としての任期が満了しておりますことから、改めて教育委員長を選出することになります。そこで、委員長が決まるまでの間、委員長職務代理者であります吉岡委員に会議の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○ **吉岡職務代理者**

それでは、委員長が決まるまでの間、私が委員長の職務代理として、会議の進行を執り行わせていただきます。ただいまより、平成20年4月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の全員が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定によりまして成立いたしました。会期の件ですが、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定に基づき、この定例会の会期は本日1日といたします。本日の協議日程でございますが、お配りしております会議次第に従って議事を進めたいと思います。それでは、法第12条第1項及び会議規則第5条の規定に基づき、議事4 委員長の選挙を行います。選挙の方法につきましては、事務局より説明をお願いします。

○ **事務局**

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項により、指名推薦の方法でも差し支えないこととなっております。本市では、これまで指名推薦で委員長を選んでいただいております。

○ **吉岡職務代理者**

指名推薦とのことですが、この方法でよろしいでしょうか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **吉岡職務代理者**

異議なしと認めます。委員長には、どなたがよろしいでしょうか。

○ **井関委員**

私は、五十嵐先生に委員長をお務めいただくのが妥当であるという気持ちがございます。ご推薦申し上げたいと思います。

○ **吉岡職務代理者**

ただいま、井関委員より五十嵐委員を委員長にとのことのご推薦がありました。他にご意見はございませんか。それでは、ほかに意見がないようですので、五十嵐委員を委員長とすることについてお諮りいたします。ご異議ございま

せんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **吉岡職務代理者**

全員異議なしということでございます。五十嵐委員を当選者として、本日から1年間教育委員長の職をお願いいたします。それでは、委員長が決定いたしましたので、この席を委員長と交代させていただきます。よろしくお願いいたします。

○ **五十嵐委員長**

皆様には大変ご迷惑をおかけするのではないかとと思うのですが、ことし1年委員長をやらせていただきたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○ **五十嵐委員長**

それでは早速ですけれども、議事のほうに入らせていただきます。議事5会議録署名委員の指名ですが、会議規則第39条の規定により、会議録署名委員に委員長、井関委員、西垣委員を指名いたします。続きまして、議案に入らせていただきます。議案第1号 市川市私立幼稚園園児補助金交付規則の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ **就学支援課長**

資料は1ページから3ページでございます。この補助金は、私立幼稚園に在園する園児の保護者の経済的負担の軽減を図るため交付しているものでございまして、今年度の補助金額を引き上げようとするものでございます。本年の2月議会において、一般会計予算が可決されましたことを受けまして、この補助金の交付規則の一部改正について提案し、議決をいたごうとするものでございます。規則の改正内容については、資料3ページの新旧対照表をご覧ください。補助金額の改正については、第3条となりますが、私立幼稚園に在園する園児の保護者のさらなる経済的負担の軽減を図るため、現在の補助金額、園児1人当たり年額3万2,000円を3,000円引き上げまして、年額3万5,000円とするものでございます。内容は以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ **吉岡委員**

改正で補助金の額が、前回変わったのはいつですか。

○ **就学支援課長**

18年度に3万1,000円から3万2,000円になりました。

○ **吉岡委員**

そうすると、2年たって3,000円上がったということですか。

○ 就学支援課長

はい。

○ 五十嵐委員長

これは国の補助金との絡みですか。

○ 就学支援課長

これは市単事業ですので、国の補助金とはまた別なものです。

○ 吉岡委員

どのような基準で決めているのですか。つまり、公私格差をなくすためにやっていらっしゃるわけですが、これでもまだ格差がかなりあるということですか、どういうことでこの額は決めていくのですか。

○ 就学支援課長

もちろん公私格差という話になると思うのですが、公私格差にはいろいろな公私格差があります。これは保育料のみに着目した公私格差ということで、私立幼稚園の平均が今、2万1,000円を少し超えており、公立幼稚園が1万円ですから、まだ1万1,000円強の差があるわけです。それに、私立幼稚園のほうでは、この園児補助金のほかに就園奨励費補助金がございます、それを頭数で割りますと約6,000円の金額になります。ですから、まだ5,000円強の格差があります。保育料のみに着目した場合には、そのぐらゐの開きがある。ただ、私立幼稚園は私立幼稚園で、英語をやっているとか、自然に親しむために農園をやっているとか、いろいろ特色を出しておりますので、そういったものを考えますと、格差を保育料の額のみでは単純には比較できないと思っております。

○ 五十嵐委員長

これは2年に1回ぐらいずつ上げるとか、何か決まりがあるのですか。

○ 就学支援課長

そういう決まりは全くございません。その前は5年間同じだった期間もありますので、また、近隣市等の状況もありますので、一概には何年間というのは難しいと思います。

○ 五十嵐委員長

他に質疑がないようですので、議案第1号議案を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 五十嵐委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、議事6 報告に入らせていただきます。報告第1号 市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の一部を改正する等の規則の制定に関する臨時代理の報告について、報告第2号 市川市教育委員会事務局

並びに教育機関等処務規程等の一部を改正する規程の制定に関する臨時代理の報告について、報告第3号 市川市教育委員会事務委任規則の一部改正に関する臨時代理の報告について、報告第4号 市川市教育委員会公印規則の一部改正に関する臨時代理の報告について、報告第5号 市川市立学校等職員職務規程の一部改正に関する臨時代理の報告について、報告第6号 市川市立学校に勤務する職員の服務に関する規則の一部改正に関する臨時代理の報告についての説明を求めます。

○ 教育政策課長

報告第1号から報告第6号まで、臨時代理の報告については、規即等の一部改正で関連することから一括説明させていただきます。報告第1号から報告第6号については、平成20年4月1日から組織改正及び市川市の条例の制定及び改正が施行されると同時に、また、4月から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が施行され、また、地方自治法の一部が改正施行されたことから、関連する規則等の条文の整備を図ることが必要となったものです。市川市教育委員会事務委任規則第1条の規定により、規則等の改正については本来定例委員会の議案として提出すべきものですが、4月から事務を執行することから、3月末日までに関連する規則等を改正する必要があり、教育委員会の会議を招集するいとまがなかったため、同規則第2条の規定により、教育長の臨時代理により処理させていただきました。報告第1号から具体的な説明に入らせていただきます。お手元の資料4ページから65ページまでとボリュームがありますので、別紙の規則改正等の主な内容についてという参考資料を見ながらご説明させていただきます。では、報告第1号 市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の一部を改正する等の規則の制定に関する臨時代理の報告については、第1点目が、4月1日付で市川市長が管理及び執行する教育に関する事務を定める条例が施行されたことから、スポーツに関する補助執行を解除するものです。第2点目としまして、補助執行させる事務からスポーツに関する条文を削除。3点目としまして、行政組織の一部改正により、企画調整課と教育総務課の統合により教育政策課になるとともに、教育政策課内に人事・福利担当室が置かれることから改正を行うもので、関連する規則の条文の改正を行ったものです。報告第2号 市川市教育委員会事務局並びに教育機関等処務規程等の一部を改正する規定の制定に関する臨時代理の報告については、第1点目としまして、行政組織の一部改正により、企画調整課と教育総務課の統合により教育政策課になるとともに、教育政策課内に人事・福利担当室が置かれることから、事務分掌を整理するとともに、就学支援課から幼児教育審議会に関する事務を教育政策課に移管する。第2点目としましては、就学支援課の大畑恣教育基金、それから石井秋藏教育振興基金、指導課の青少年教育国際交流基金の決済区分の見直しにより、部長から教育次長に変更するも

のです。3点目としましては、地方自治法の一部改正により、吏員、その他の吏員の区分が一律に職員に改められ、職務区分によっても廃止されたことから、全庁的な見直しとして、主事補、技師補でも起案ができるように見直しを行ったもので、関連する規定の条文の改正を行ったものです。報告第3号 市川市教育委員会事務委任規則の一部改正に関する臨時代理の報告については、4月1日付で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が施行されたことに伴い、同法律第26条第2項の規定により、教育長に委任できない事務が明確にされたこと、また、同法律第27条で規定された教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関することが追加されたことにより、規則の条文の改正を行ったものです。報告第4号 市川市教育委員会公印規則の一部改正に関する臨時代理の報告については、1点目として、企画調整課と教育総務課の統合により、公印管理者が教育総務課長から教育政策課長に変更になること、2点目は、納入通知書兼領収書に用いる公印を新たに調製したことから所要の改正、3点目として、補助執行させる事務からスポーツに関する事務が所掌事務から削除されたことで、スポーツに関する公印を削除等の規則の条文の改正を行ったものです。報告第5号 市川市立学校等職員服務規程の一部改正に関する臨時代理の報告については、国家公務員の育児休業等に関する法律等の改正を踏まえ、市川市職員の育児休業等に関する条例の一部が改正されたこと、また、育児休業等に関する法律の規定による部分休業の承認の条件とされていた託児の対応、通勤時間を削除されことにより削除すること等で、規定の条文及び様式の改正となったものです。報告第6号 市川市立学校に勤務する職員の服務に関する規則の一部改正に関する臨時代理の報告については、国家公務員の勤務時間制度において休息時間が廃止されたことを踏まえて、市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部が改正されたことにより、規則から休息時間を削除するため条文の改正を行ったものです。以上、報告いたします。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。たくさんありますが、ここは重要というのはありませんでしょうか。

○ **教育政策課長**

報告第3号に、市川市教育委員会事務委任規則の一部改正に関する委員会への報告の中で、4月1日で施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、教育長に委任できない事務が明確にされたということです。また、2月に、市川市長が管理及び執行をする教育に関する事務を定める条例ができまして、組織が学校の体育以外は、スポーツに関することが、教育委員会から、市長部局に移管されておりますので、その辺の条文の改正を行ったということになります。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。他に質疑がないようですので、報告第1号から6号を終了いたします。次に、報告第7号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告についての説明を求めます。

○ **教育政策課長**

お手元の資料66ページから67ページになります。平成20年4月1日付で実施いたしました教育委員会事務局の人事異動について、3月25日を内示予定とし、市長部局との調整を行ってまいりました。市川市教育委員会事務委任規則第1条第7号の規定により、課長、副参事職以上の職員の任免については教育委員会の議決が必要となりますが、原案作成から内示までの間に教育委員会の会議を招集するいとまがなかったため、3月21日に同規則第22条の規定により、教育長の臨時代理により処理をさせていただきました。臨時代理の内容は、67ページの表のとおりでございます。以上、報告いたします。

○ **五十嵐委員長**

以上で説明は終わりましたが、質疑がないようですので、報告第7号を終了いたします。次に、報告第8号 市川市私立幼稚園幼児教育振興費補助金交付規則の一部改正に関する臨時代理の報告についての説明を求めます。

○ **就学支援課長**

資料は68ページから71ページになります。この補助金は、幼児教育の振興を図るため、私立幼稚園の設置者に対しまして教材費、教員研修費、障害児指導費、預かり保育支援費及び施設、設備等の整備費について補助金を交付しているものでございます。これまでの補助金額の算定基準の対象が4歳児、5歳児であったところを、3歳児の園児を含めることとしまして、これに伴いまして補助単価の見直しを行うものでございます。これも、先ほどの議案第1号の私立幼稚園園児補助金と同様に、2月議会での一般会計予算成立後、これを受けまして規則の一部改正をするものですが、改正するのは条文ではなくて別表の部分の一部改正をお願いするものです。しかし、本日の定例教育委員会に議案として出させていただきますと、施行日を4月1日にさかのぼらなければならないことになってしまいますので、場合によっては不利益を生じさせてしまうことが予想されるため、3月中に教育長の臨時代理とさせていただきました。したがって、市川市教育委員会事務委任規則3条の規定により、報告させていただくものでございます。改正内容については、資料70ページの新旧対照表をご覧ください。本市の公立幼稚園8園は4歳児、5歳児を保育しておりますけれども、市内の私立幼稚園では、現在では32園全園が3歳から5歳児を保育しているのが実態でございます。したがって、この補助金が私立幼稚園の設置者に交付する性格のものであるから、算定基準の対象も実態に見合ったものにする必要がございますので、3歳児を加えて3、4、5歳児とするものでございます。また、補助

算定基準に3歳児を含めることに伴いまして、別表の補助金の額が、教材の購入については園児1人当たり年額2,250円を年額1,600円に変更しております。教員の研修費は、1園当たり年額6万3,000円のところを6万円に変更しております。同じ研修ですけれども、教諭1人当たりは年額1万3,500円を9,800円に減額ということで改正するものでございます。以上でございます。

○ **五十嵐 委員長**

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ **宇田川委員**

額が引き下げになっていますのは、今まで4歳、5歳児だけを対象にしていたのが、3歳児が入ってくることによって1人当たりが下がるということですか。

○ **就学支援課長**

そのとおりでございます。補助金額が単価掛ける人数ですので、全体の枠がこの補助金は余り変わっておりません。そうしますと、人数がふえれば単価も下がるという仕組みでございます。影響のない園がたくさんあるのですけれども、市内から通っている子どもが多い少ない、市境の問題もありますので、そういう園は若干影響が出ています。

○ **宇田川委員**

1つの園に対しまして、単価は引き下げても、その園に対してのトータルの補助金としては下がることはないわけですか。

○ **就学支援課長**

下がる可能性がある園があるので、4月1日にさかのぼらないように、3月に教育長の臨時代理とさせていただいたものです。可能性はあります。今、入園の最中ですので、何人ぐらいの3歳児が入ってくるのかとか、あるいは市内の園児なのか市外の園児なのか、その割合によっても人数が変わってきますので、それで変わる可能性があるところがありますので、不利益にならないように先に3月中にということでございます。

○ **吉岡委員**

これは、結局3歳児を多く引き受ける園は上がってくるわけですが、市としては、なるべく3歳児から私立幼稚園も預かってほしいという趣旨が込められているのですか。

○ **就学支援課長**

特に込めているわけではないですけれども、幼稚園は3歳児からとなっておりますので、3歳児が主流になってきた以上は、3歳児も当然補助金の対象にしたほうがよいということだと思います。

○ **五十嵐委員長**

他に質疑がないようですので、報告第8号を終了いたします。次に、報告

第9号 市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告についての説明を求めます。

○ **義務教育課長**

資料は72ページから74ページとなります。平成19年度末における市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長及び教頭に関する人事異動について、千葉県教育委員会に内申する前に定例教育委員会において議案として提出し、ご意見をいただかなければならないところでしたが、臨時に定例教育委員会を開催するいとまがございましたので、市川市教育委員会事務委任規則第2条の規定により、教育長が臨時代理とさせていただきます。このことにより、平成20年度の市川市立小学校、中学校及び須和田の丘支援学校の校長及び教頭の人事異動は終了いたしました。したがって、同規則第3条の規定によりご報告するものでございます。具体的な内容については、校長異動がお手元の資料73ページ、教頭異動が74ページとなります。それぞれのページの1の退職については、定年及び勸奨での退職と、市教育委員会への異動者でございます。2の転補については、市内の学校間異動あるいは市外学校からの異動者となっております。3の新任については、県及び市行政機関から学校への異動者と、教頭及び教諭よりの昇任者となっております。最後の4のその他は、県教育委員会及び管内、管外他市への異動者となっております。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ **宇田川委員**

市川市以外との異動は、本人が申し出て異動するのか、それとも、だれが決めて行なうのかを教えてください。

○ **義務教育課長**

これは県の広域の人事交流方針がございまして、人事による学校現場の活性化、開かれた学校づくりという目的で、管内であれば教育事務所、全県にわたるものであれば県の教育委員会が指名する形になるかと思えます。その際に、住居地からできるだけ近く等の配慮は当然されておりますけれども、基本的には本人の申し出という形ではございません。

○ **五十嵐委員長**

管理職以外の先生方でもありますか。

○ **義務教育課長**

管理職以外でも交流の方針がございまして、47歳以下で同一管内の経験しないとか、他市経験がない者については、できるだけそういう経験を積みなさい、交流しなさいというようになっております。ただ、これは絶対数の問題もございまして、本人が希望する場合、あるいは校長から他市経験を積んだほうが良いよという場合がございまして、手を挙げたからとい

って必ずしも交流できるものでもございません。

○ **五十嵐委員長**

校長先生、教頭先生など、管理職の先生方は若返ったのですか。

○ **義務教育課長**

教頭は、かなり若い形での考慮がされているものと思います。校長は、平均からするとさほど差はないかと思えます。今年度の人事異動での特色というか、意図したこととしては、活性化のためにも1年異動はできるだけしない、それから、校長、教頭の同時異動もできるだけしない、それから、小学校と中学校の交流を進めて活性化を図るといようなことが今年度の特徴だと思えます。

○ **五十嵐委員長**

他に質疑がないようですので、報告第9号を終了いたします。次に、報告第10号 市川市教育委員会住民基本台帳カードの利用に関する規則の一部改正に関する臨時代理の報告についての説明を求めます。

○ **中央図書館長**

資料は75ページから81ページまででございます。平成20年2月市議会定例会におきまして、議案第50号 市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正についてが上程されたことに伴いまして、同条例施行規則の一部改正を行う必要がありますことから、市川市教育委員会事務委任規則第2条の規定により教育長の臨時代理としましたので、同規則第3条の規定によりこれを報告するものでございます。今回の条例改正では、住基カード申請時に、運転免許証等により本人確認等を行うことができた場合は、多目的サービスにかかわる情報の記録をした住基カードを即日交付することができるように、関係規定の整備が行われました。これより、今回は住基カードの交付に関する改正でありまして、教育委員会とは直接的な関係はございません。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

質疑がないようですので、報告第10号を終了いたします。続きまして、その他に入らせていただきます。次に、(1)平成20年2月定例市議会について説明してください。

○ **教育次長**

それでは、2月市議会については、3月の定例教育委員会の際に議案質疑について報告させていただきましたので、本日は一般質問についてご報告させていただきます。一般質問は、3月14日から3月24日の間に31名の議員が質問に立ち、そのうち22名の議員から教育関係の質問がありました。今回、特に学校教育部に多くの質問が集中したようでございます。主な内容としましては、給食費の未納問題と、給食の申し込み制度について7名の議員から質問がありました。未納対策としての給食の申し込みについて否定的な質問

が2名、残りの5名は給食の申し込み制には肯定的で、教育的配慮のもと、未納問題について、毅然として取り組んでほしいというような内容でございました。そのほか、中国製のギョーザ問題にかかわり、給食の安全性に対する質問、食育への取り組みに関する質問、給食の民間委託に関する質問、さらに食で命の大切さを教えなさいという質問もありました。その他、学校教育関係では、宮田小学校の職員が通勤途上で連絡網を紛失した件に関して、個人情報の取り扱いについての質問、柏井小学校で起こった児童の突然死にかかわる質問、2ちゃんねるの書き込みに殺人予告がありましたけれども、それに対する各学校、教育委員会の対応についての質問、特別支援教育については、軽度発達障害を持つ児童の数を問うような質問、全国学力・学習状況調査の数値の公表を迫るような質問、ホームレスの人権侵害に関する人権教育の質問、そのほか禁煙教育の充実、不登校対策、新型インフルエンザへの対応、学校職員の雇用問題等々、本当に細かな質問が多く出されました。教育総務部関係では、教育関係施設の禁煙対策についてということで、前回この会議でお諮りしました教育委員会の敷地内全面禁煙の方針を説明し、理解を得たところでございます。学校施設の防災機能の強化、さらには幼児教育振興プログラムについての質問等がありました。生涯学習部関係では、文科省の施策であります学校支援地域本部事業を市川市でも取り入れてはどうかという質問で、現状と合致する部分が多いですので、予算もつくことから、前向きに検討していくといった答えをしたところでございます。その他、公民館、図書館等の利用促進と利便性を問うものがあり、開館時間の延長、申し込み方法の改善、施設の改善を望む質問でした。そのほか、ビーイングの拡充についての質問がありました。全体的には、市川市の教育に対して肯定的な質問が多かったようです。もう1つ、議会関係で課題になっていることがありまして、一部の議員から、児童とか生徒とか職員の事故の詳しい情報をもっと出すべきであるという意見があります。教育委員会としましては、これまでどおりマスコミが取り上げるような大きな事故、また、広く保護者、市民と協力して対応していかなければいけないような事故につきましては、まず教育的配慮のもとプライバシーに配慮した上で、最初に教育委員の皆さんに報告した後に、関係機関、議員に報告するという姿勢でこれからもいきたいと思っておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。以上です。

○ **吉岡委員**

質問の内容を2つ教えてもらいたいのですけれども、老人いこいの部屋の利用状況と有効利用について、と教育職員の総労働時間の短縮の内容を教えてください。

○ **公民館センター長**

今から5年ほど前までは、各公民館によって呼び方は違いますが、

いわゆる老人いこいの部屋というのがございまして、おふろ場と併設されて、踊りなどもできるような舞台つきのちょっとした大広間のようなものがありました。今は衛生上の問題と、市長部局の老人いこいの家が充実してまいりましたので、公民館のふろ場が全部廃止されました。そのことによりまして、おふろを楽しんだ後にそこで踊るということがなくなってきました、老人いこいの部屋が使われなくなった公民館が3館ほどあります。それを見ていた議員さんが、各公民館で今、いろいろな事業をやっておりまして、おかげさまで物すごい部屋の取り合いになるほどの人気です。これだけほかのところで取り合いをしているのだから、老人いこいの部屋を貸せるような部屋にしてくれないかというようなお話がありました。今の設管条例の中ではそこを貸し部屋としては規定していないので、それを貸せるような方向で皆さんの利便性を上げるために、もし使われていない部分があるならば貸せるような方向で検討してまいりますとお答えいたしました。

○ 学校教育部次長

教育職員の総労働時間の短縮についてお答えいたします。学校の教職員の勤務状況等については、ご質問者ご自身が教員だったということもあり、ことのほか関心を寄せていらっしゃると思います。学校職員の勤務時間については、割り振りがなされておりますけれども、どうしても勤務時間外で仕事をせざるを得ない状況等も確かにございます。かねてより勤務時間等については、極力時間外を減らさないという方向で、国でもそういう方向で動いてきておりますし、また、県のほうからも各市町村教委についても短縮をとということで、県の指針でも重点を置いております。ですから、そういう指針が出ているけれども、実際の現状はどうなのかということ、また、ご自身が現状をご存じですので、その軽減を極力図りなさいと、指針に沿って図るようにしなさい、努力をしなさい、そういう強いご指摘がございました。また、実態については、実際にアンケート調査等もしておりますので、そのアンケート調査を実際にきちんと把握しているのか、そういう現状をいかにとらえているのか、具体的にその改善策についてはどのように考えているのか、そのような趣旨でのご質問でございました。もちろん、これまでも学校長、教頭等を通じてこの問題については、極力過重負担にならないようにということで、指導助言もしてまいったところではありますけれども、今回はまた議会で取り上げられましたので、これまでに繰り返ししておりますが、改めて極力軽減が図れるようにという方向での対応をさせていただいております。また、そういうことにかかると、持ち帰りの仕事が多くなるのではないかと議員からの再度のご質問等もございましたけれども、その辺の実態も把握しつつ、いずれにしましても、極力時間外での、あるいは持ち帰りでの仕事をしないですむような方向で、例えば文書等の取り扱いについては極力簡素化を図っているとか、あるいは各学校、研究活動等をしておりますけれど

も、そういう研究活動等についても、極力過重負担にならないように、あるいは活動そのものが効率的に進められるような支援あるいは助言等をしてまいりますということでの対応をさせていただいております。以上でございます。

○ **吉岡委員**

1点目はわかりました。2点目ですが、私もこういう仕事をしておりまして、実は教育者のうつ状態は、ものすごく多くなっています。みんな過労です。要するに、労働時間が長い。なぜかという、昔と大分違って書いて起こさないといけない書類が多くなってしまって、それで大変だということです。それを時間内に書こうと思うと、生徒に行く目がなくなっていきますから。だから、ただ労働時間を減らせということと言っても、なかなか難しいのではないのでしょうか。ただ残業をやってはいけないと言っても、今、おっしゃいましたけれども、家に持ち帰って、みんな疲れてしまっているのが本当だと思います。私も自分の職業を見ても、30年前と今と比べると、もう圧倒的に書類が多くなっています。家へ持って帰って書かないと書けないぐらい書類がいっぱい来ます。例えば、自立支援法などいろいろなものがあり、多分教育界も同じだと思います。だから、そういう意味ではどうしてこんな過重がかかっているのかということ、こちらで調べないと難しいかなというのがあります。私も、情報で入ってくる限りはそういうことを感じます。以上です。

○ **学校教育部次長**

今ご指摘いただいた、特にストレスも含めまして、療養休暇の職員等もおることについては議会の中でも過去報告させていただいているところでもございますので、今ご指摘いただいたことにつきましては、十分具体的に、例えば文書等の取り扱い、あるいは記録で残さざるを得ないような状況等につきましても、今後の具体的な対応を含めてよく検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。次に(2)平成19年度教育計画のまとめについて説明をしてください。

○ **教育政策課長**

市川教育計画22の行動テーマ調査票平成19年度のまとめ、というグリーン
の冊子をご覧ください。行動テーマは、市川市教育計画の基本計画に当たる
ものですが、平成19年度は新たに行動1の5、行動13の4と5、行動18の7
を追加しまして、それぞれの行動テーマに沿って、構想段階を含めた87事業
を展開してまいりました。お手元の冊子は、それぞれの事業について、平成
19年度の計画と評価をまとめたものです。計画については、年度当初に年間
計画と重点目標を立てますとともに、重点目標達成度を評価する方法を事前

に明確にし、事業を進めるようにいたしております。特に、評価方法については、昨年度の定例教育委員会でもご指摘いただいている点で、利用者からの事業に対する声を聞く手立てを計画の中に盛り込んでいくことはできないのかということで盛り込んでおります。次に、評価の部分ですが、重点目標達成の有無のほか、どのような成果があったのか、また、どのような課題が残ったのかということをも市民や子どもたち、利用者からの意見を踏まえて、実際に事業を進めている担当職員が自己評価をいたしました。また、その評価に基づいて、今後さらに規模を拡大していくべきなのか、それとも現状のままで継続していくことがよいのか、または、行動テーマの内容は達成しつつあるので縮小したり廃止したりすることがよいのかといった、今後の方向性につきましても、各事業課でまとめをいたしました。その状況については、構想段階を含めた87事業中、拡大して継続することが適当としている事業が13事業、現状での継続が適当としている事業が構想段階を含めて68事業、縮小して継続することが適当としている事業が2事業、構想見直しを含めて廃止することが適当としている事業が2事業、そして、所管を移管して継続することが適当としている事業が2事業となっております。平成20年度については、これから平成19年度の評価を踏まえまして、計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。以上で報告を終わります。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。見直しの事業はどれですか。

○ **教育政策課長**

見直しをして廃止するものは、70ページと72ページの行動18の生涯学習活動の活性化計画の推進の①で、今後の計画ということで廃止が適当である本事業をひとまず完結し、市民ニーズの動向を探っていくということ。それから、行動18の2、公民館センターのことですけれども、廃止が適当で、構想の見直しが適当ということです。これは、重複している部分、また、似たような事業を実施していることから、事業の一本化を図り、協力体制のもとにさらなる事業の充実を図っていきたいということで、この事業は見直しをして廃止するということです。

○ **五十嵐委員長**

これは担当部で検討して、このような結果が出たということですか。

○ **教育政策課長**

これは、各事業課で評価をしたということです。

○ **宇田川委員**

11ページの講習・研修会ですけれども、既存の事業、ヘルシースクール推進事業という部分で、ほかのものに比べると予算額が2,500万ということですがかなり大きいですが、どんなことをやられるのか。既存の事業を継続して実施するというですけれども、どんなことをやっておられるのか教

えてください。

○ **保健体育課長**

このヘルシースクール推進事業は、市内の幼稚園、小学校、中学校すべての学校でヘルシースクールという形で推進事業を進めております。それぞれの学校が体力づくり、望ましい生活リズムの確立、食に関する指導、安全、環境衛生という4つの柱をもとにして、市内のすべての幼小中学校が実施している活動でございます。それぞれの学校で重点目標を持ちながら、子どもたちの健康、安全について学校ぐるみあるいは地域ぐるみで進めていく事業で、市内の小中学校の中でのメインとなっている健康事業ということになります。推進校は19年度は9校ございまして、推進校には特別の研究のための予算もございまして、その他のすべての学校についても、講師料とか消耗品等の予算がございまして、すべての学校について予算化されている事業でございます。そのほか、ヘルシースクール事業の中で、すこやか健診というのにも含まれます。市内の小学校5年生と中学1年生の希望者で、約71パーセントの子どもたちが受診します。これについては採血をし、その血液を医学的・科学的に分析して、その後、分析結果をもとに学校や専門機関での指導を進めていくというものです。1人当たりの健診費用は、2,500円という費用になります。これは、すべて、市の予算で対応しているところでございます。そのほか、すこやか健診での有所見者が出た場合には、二次健診という形で市川市の医師会とともに相談活動を進めております。さらに、悪い分析結果が出ますと、これはお願いしている医療機関等で保護者保護者の了解のもとで健診を受けてもらうというものですので、そういった面でもかなりの予算が必要となっております。これについては、平成17年度から進めておまして、平成20年度もさらに継続となります。これまで5人に3人が有所見者になったものが、今回については5人に1人と、効果が随分とあらわれてきています。これは、小児生活習慣病を克服するといえますか、そういったものに対応する市川市全体の試みということになっております。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。(3)平成20年度附属機関への諮問予定について、説明してください。

○ **教育政策課長**

82ページをご覧ください。1の教育委員会が諮問するものについては、平成19年度において事前に定例教育委員会に諮るべきとの意見に基づきまして、教育委員会の職務権限に属する事務のうち、事務を円滑に進めていくため教育長に委任されているものが多いが、教育行政の重要性の高い審議会、特に幼児教育振興審議会、小中学校通学区域審議会、スポーツ振興審議会、文化財保護審議会は、諮問案の内容について、事前に定例教育委員会に議案

として諮り、審議会に諮問し答申をいただきましたら、定例教育委員会に報告すること、2点目として、その他の審議会については、諮問し答申をいただきましたら必ず定例教育委員会に報告することで、昨年度教育委員会としての基本方針が定められたところです。今年度については、各審議会に諮問予定しているうち、市川市幼児教育審議会の諮問案については、5月の定例教育委員会に諮問案を提出し、審議会に諮問する予定です。その他の審議会等については、諮問答申をいただきましたら、報告させていただく予定です。

○ **西垣委員**

スポーツ振興審議会はスポーツ推進課となっており、教育委員会は諮問できるのですか。

○ **教育総務部長**

諮問ができるのは市長または教育委員会と条例で定められていますので、諮問はできます。

○ **五十嵐委員長**

ある程度こちらにも意見を提起するということですね。幼児教育振興審議会は年4回あると書いてありますが、いつごろ開催されるのですか。諮問内容としては、公立幼稚園の保育料の改定、市川市幼児教育振興プログラムもかかると書いてあったので、本来は諮問内容に上がるものかと思いましたが、年4回に原則はあるのですか。

○ **就学支援課長**

年4回の予算を計上してあるということで、いつ開催かはまだ決まっていません。ただ、5月の末ごろに1回、これは公立幼稚園の保育料について諮問いたしますので、当然、幼稚園の募集が10月ですので、もし改定となれば9月議会に条例改正という話もありますので、その前にもう1回ということで、5月から7月ぐらいに2回目の開催という話になってくるかと思いません。後半については、まだ日程は決まっておりません。

○ **西垣委員**

幼児教育振興審議会の本来の目的にきちんと立ち返ってやっていくことが必要だと思います。現在の幼児教育の市川市での現状を踏まえてのこれからの課題をどのように解決していったらいいのか、そういう大きな課題をぶつけて、その中の1つを今回はやって、また次の1つを次の年というように、プログラムをつくっていったらいいと思います。難しいでしょうけれども、少し努力してもらいたいという意見です。

○ **教育総務部長**

今、幼児教育の振興プログラムをつくってございまして、それは19年度の幼児教育審議会に意見をいただいております。審議会の委員からは、今まで保育料だけだったのが、やっと本来の目的に戻ったと言われていました。そういうところでは、今おっしゃいましたように、市川のこれからの幼児教育を

どうするかという視点での議論は19年度から進めております。ただ、保育料については3年に1度見直しという市川市の方針がありまして、もう既に5年据え置かれていますので、委員の皆さんから意見をいただくという目的でございますので、毎年やっているわけではございません。

○ **五十嵐委員長**

諮問内容、答申の報告、中身のところで検討ができればいいかと思しますので、よろしく願います。次に(4)平成19年度教育施設の整備成果について説明をしてください。

○ **教育施設課長**

平成19年度に実施いたしました教育施設の整備成果について、その主なものをご報告させていただきます。まず初めに、別冊の資料1ページ、教育施設整備の考え方ですが、学校施設は、子どもたちにとって1日の大半を過ごす学習、生活の場であり、安心して快適に過ごせる場を提供するという観点で整備しております。また、子どもたちの安全性はもとより、災害発生時の一時避難場所として重要な役割を担っているため、耐震診断の結果に基づき補強が必要な校舎や体育館について、計画的に耐震補強改修工事を進めております。そこで、19年度の主な事業でございますが、19年度重点事業としましては、営繕事業、耐震補強改修事業、特別支援学校分校整備事業等がございます。それぞれの事業について具体的に申し上げます。資料の2ページ及び3ページの営繕事業ですが、①の外壁改修工事は、老朽化による外壁の剥離、クラック等の改修を行ったもので、小学校は市川小、菅野小、宮久保小の3校、中学校については高谷中、東国分中、福栄中の3校、幼稚園は百合台幼稚園、信篤幼稚園の2園でございます。②の校庭整備工事は、大柏小及び二俣小の校庭を整備いたしました。③の冷暖房機設置工事は、冷暖房機を二俣幼稚園、大洲幼稚園、稲荷木幼稚園の3園に設置いたしました。なお、幼稚園については、19年度ですべての幼稚園に冷暖房機の設置が完了しております。④の給食室給湯器設置工事は、北方小、宮久保小、塩浜小、菅野小、大和田小及び福栄中の給食室に給湯器を設置したものです。⑤の消火栓設備改修工事は、第一中学校の老朽化した消火栓設備を改修いたしました。⑥の小荷物専用昇降機増築工事は、南行徳小に給食用のダムウェーターを増設したものです。⑦の放送設備改修工事は、第二中学校の放送機器及び配線等の改修工事をいたしました。そのほか、学校要望に沿った各種の改修工事を行ってきたところです。次に、資料4ページ及び5ページの耐震補強工事、改修工事ですが、大柏小、南新浜小、大野小の体育館及び稲越小の校舎の耐震補強改修工事を行いました。最後に、資料5ページ及び6ページの特別支援学校分校、稲越小学校内の整備事業ですが、特別支援学校の児童生徒の増加に伴い、稲越小学校内に特別支援学校の小学部が移転することとなったため、稲越小学校の校舎の内部を一部改修いたしました。以上が平成19

年度より実施いたしました教育施設の整備内容でございます。耐震補強改修工事の中で、須和田の丘特別支援学校の耐震補強改修工事も実施しております。以上です。

○ **西垣委員**

校舎の耐震補強工事は、1億円とか2億円かかっているのに体育館は5,000万円ぐらいというのは、大きさの違いですか。

○ **教育施設課長**

地震そのものは同じですが、校舎と体育館とでは構造が違う関係から、補強の内容が違います。

○ **五十嵐委員長**

3月に特別支援学校の分校を教育委員の先生方と見てきました。おととい入学式でしたので行ってきたら、3月の時よりもますます立派に、きれいに、すばらしい特別支援学校になっていました。まさに子どもを大事にするための施設が本当によくできていて、晴れやかな入学式でした。ありがとうございました。今度、それをどう活用するかが支援学校の腕にかかっているかと思えます。次に(5)全国学力・学習状況調査について説明してください。

○ **指導課長**

平成19年度全国学力・学習状況調査の実施結果であります。1、市の調査結果概況、2、市の設問別調査結果、3、学校の調査結果概要、4、学校の設問別調査結果の公表及び開示についてご説明いたします。学力・学習状況調査の自治体レベルでの公表について、全く公表をしていない自治体や簡易な公表にとどまっている自治体などがある中で、市川市の公表したものは、「良好である」「良好でない」というように、5ポイントの上下はありますが、全国平均正答率と比べて、市独自の分析結果を具体的な文章であらわし、市民、保護者へ本調査の目的に沿った説明責任は果たしていると考えています。しかしながら、本調査の結果について、自治体レベルでの数値を公表しているところがあることも、また事実であります。これらの政令指定都市をはじめ、中核市その他の市町村教育委員会に聞き取り調査をした結果、現在のところほとんどの教育委員会では、本市や教育関係者が危惧しているような序列化や過度の競争等の事態は生じていないとのことであります。したがって、本市におきましても、当初懸念していた学校間の序列化や過度な競争事態を生じ、混乱を招くとのおそれは現在ないものと考え、また、上部機関からの意見も踏まえ、本調査における各学校分を除いた市の結果については、市川市公文書公開条例に基づき、公開請求がなされた場合は、条例上、市民の知る権利を尊重し、現時点におきましては、開示をする方向で考える必要もあるのではないかと判断しております。しかし、市教育委員会が積極的に市民、保護者に向かって公表する場合は、これまでどおり文章による表現にとどめたいと考えております。また、各学校の数値の公表について

は、本調査が文部科学省の調査であり、本調査の実施要領に市が個々の学校名を明らかにした公表を行わないものとする旨の規定があることや、序列化や過度の競争により事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることなどを根拠に、現時点におきましては、開示しない方向での判断をしております。以上につきましてご意見を伺うものであります。

○ **五十嵐委員長**

今までの文章の説明などについて、保護者からのご意見等がありますか。

○ **指導課長**

特に大きな意見はいただいておりませんが、今回開示請求がございました方から数値について知らせてほしいということです。他の方からは特にご意見等はありません。

○ **井関委員**

気になったことが1つあります。ここまで開示することにしましたと開示する方向だけを力を込めておっしゃって、ここからは開示いたしませんという言い方はよくないですね。というのは、例えば、原則としてあらゆることを開示するのが今の方向でしょうから、ですから、それは市の教育委員会としてはここまで開示いたしますという開示のほうだけをお話しになったほうがいいですね。

○ **五十嵐委員長**

言葉と数値であらわすと、やはり数値のほうがわかりやすく明確なのか。

○ **指導課長**

私どももデータと文章があったときに、やはり最初に数値にどうしても目が行ってしまいます。その数値の解説と文章を的確に読んでくださって、多くの方は、文章の中から調査結果を判断してくださるでしょうけれども、数値そのものだけで判断されてしまうことを懸念しています。今回の都道府県の結果もそうでしたけれども、本来は北海道から沖縄の順番で出したものが、いつの間にか何々県が1位で何々県が最下位という序列化された形で公表されてしまったということ等、数値の持っている説得力もあるのですが、誤解されるところもありますので、市川市としては、子どもたちのどこに課題があって、どこをどう改善していったらいいのか、また、どこが大変いい結果だったのかということや文章できちんとあらわすことで、次の政策課題ですとか学校の中で、子どもたちがどこに取り組んでいったらいいのかということや明らかにしていきたいということが一番の強い思いでございます。

○ **宇田川委員**

ほかの自治体を調査した結果、公表しているという文言が入っています。実際に自治体レベルということは、政令都市あるいは他市の調査したところ

はどのような状況だったのか、どのように公表されているのですか。

○ 指導課長

18の自治体または市区に聞き取り調査いたしました。18の中には千葉県の佐倉市がありますけれども、主に市の平均正答率、県の平均正答率、全国の平均正答率が載っております。それについて文書で分析が加えてあるというのがほとんどでございます。18自治体のうち、1市を除いて現在のところ序列化とか過度の競争という状況、影響は見られないと言っています。1市は、マスコミ等の関係がちょっとあってとおっしゃっていますが概ね危惧された状況は見られないという調査の結果でございます。次年度はどうするかということもあわせて聞かせていただきましたけれども、公表については同じ方向で考えているというお返事もいただきました。主なところはそんなところです。

○ 宇田川委員

18市の数値の公表は、各学校の数字を公表しているのですか。

○ 指導課長

いえ、18のところは自治体（市区）の平均正答率でございます。市川市でしたら市川市の平均正答率となります。それぞれ国語と算数・数学とございますので、しかもAとBの調査がございますので、それぞれについてという形を出しております。

○ 井関委員

全国平均との関係はどうですか。

○ 指導課長

それも載っております。全国平均、それぞれの県の平均、そしてそれぞれの自治体のもも載せているという形のところがほとんどです。

○ 宇田川委員

18市というのは、千葉県内の18なのですか。それとも、ほかのところも入った18市ですか。

○ 指導課長

現在私どもが把握している範囲で、千葉県は佐倉市、印西市、富里市という佐倉市の管内のところが4つありますけれども、管内の会議の中で決めたというので、同じ判断ですと言われましたので、佐倉市だけに聞いています。あとのところについては、県内はございません。政令指定都市の仙台市、さいたま市、新潟市、広島市と、中核市の秋田市、宇都宮市、富山市等、その他大田原市、荒川区ですとか出雲市、そういったところに聞き取りをさせていただきました。

○ 宇田川委員

テストを受けた各学校には、全国の平均値、県の平均値、あるいは市川市の平均値、各学校の平均値が学校に通知が行っているのですか。

○ 指導課長

各学校には、各学校の調査の結果が行っております。細かい子どもたちの結果、それぞれの学校の平均正答率等が行っております。

○ 宇田川委員

そうすると、市川市の各学校は、自分のところは今どの辺の位置にあるというのは、分析すれば大体いろんなことがわかるわけですね。

○ 指導課長

県と全国と比較分析すればわかります。

○ 宇田川委員

市のレベルでは出さざるを得ないと言うとおかしいですけども、その辺までは出すのが普通なのではないでしょうか。

○ 五十嵐委員長

本来の趣旨とかそういうところが余りゆがんでもいけないですし、数値が余りひとり歩きしてもいけないし、個人が特定されたりすることはないでしょうが、不利益になる人が出てきたりしてもいけないですから。それを超えなければ、今は情報開示の時代ですね。

○ 井関委員

どうしたって開示せざるを得ないと思います。ただ、どこまでとそこだけがきっちりわかっているといいと思います。

○ 指導課長

今、開示の必要もあるのではないかと判断しているという状況ですけども、当初、これは43年ぶりに行われるものでもありましたし、その結果については数値を出すことで序列化ですとか過度の競争が起こる懸念があるのではないかとということで、市の数値等も含めて公表のときには数値について公表しなくて、文章による表現を、それから、大体の位置についてはおおむね良好であるとか、全国レベルに比べましてどの辺にあるのかというのがわかるような形での公表をさせていただいたわけです。数字がなくても、分析の結果からどう改善していったかというのは把握できると踏んでいたわけですけども、市民の知る権利がまた別にございまして、その関係とのことで今回開示請求が出ましたので、公表と開示のあり方についてご意見をいただけたらということで、今回お話をさせていただいたわけです。

○ 井関委員

やはり開示はこれから原則でしょう。したがって、どこまで開示するかを再度ははっきりするべきで、請求があるたびごとに少しずつ出すのが一番ぐあいが悪いです。ここまで皆さんにお知らせいたします、これ以後は市川市のポリシーとして出さないことにすると教育委員会の決定としてありますということをはっきり言うことです。ポリシーをきちんと立てて、その範囲でできるだけ公開するのが原則だと思います。

○ 五十嵐委員長

この辺で意見の集約ということで、留意点もありがとうございました。そのような形で進められたら、また後でご報告をお願いいたします。次に(6)指定管理者の指定手続について説明をしてください。

○ 青少年育成課長

資料の38ページをご覧ください。資料の説明に入ります前に、この事務手続でございますが、現在市川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づく社会福祉協議会を指定管理者とする協定がございます。これが18年から発効しております、3年を経過すると、つまり20年度、来年の3月末をもって満了となります。したがって、来年の4月1日からの指定管理者を新たに選定する必要があります。この指定管理者を選定、指定する事務についてはかなりの手続がありますので、今から始めないと間に合わないということでございます。もう1点、この指定管理者制度については、公募が原則でございます。1団体選定、あらかじめその団体で進めるという選定については、特例ということで、特段の理由があれば1団体選定ができるという制度になっております。ちなみに、平成18年度は1団体選定で、社会福祉協議会を選定する手続で、公募ではなく1団体選定で進めて指定をして現在に至っております。資料の右側が1団体選定の流れで、左側が公募による選定の流れでございます。まず、右側の一番上に黒く囲まれているところがございますが、これが最初の関門です。この指定管理者制度の事務を進めるにあたっては、指定管理者候補者選定審査会の結論が大きなウェイトを占めます。絶えずこの審査会に諮って、1社選定が妥当なのかどうか、こういう仕様あるいはこういう内容でいいのか、あるいはこういう団体でいいのかという形で、絶えずこの審査会の結論をいただくという仕組みになっております。そして、その下に「1団体選定をしていいのかの審査」とありますが、最初にここで放課後保育クラブについてはこういう理由で生涯学習部ないしは教育委員会としては1団体選定を進めたいと説明いたしますが、審査の結果それが妥当でないとなりますと、矢印にありますように公募による選定となってしまいます。次に、その理由が妥当であるということであれば、1団体選定の事務を進めるわけでございますが、3番目の囲んだところで、それでは社会福祉協議会が妥当な団体であるのかどうかという審査を再度行います。この段階で妥当でないという結論が出た場合は、矢印のとおりもう1度公募選定のほうに戻ってしまいます。つまり、絶えず承認されなければ、原則としての公募選定に戻ってしまうという仕組みになっております。平成18年度の指定管理者を指定する経緯については、まず、放課後保育クラブの業務の内容に特殊性があるということ、それと、地域における唯一の福祉団体である社会福祉協議会を積極的に活用する必要があるということと、保護者から高い評価を受けてこれまで運営をしてきたという実績から、1団

体選定ということでその後議会の議決を経て指定しました。この資料でもう1点重要なポイントがございまして、左側の下の欄に、点線と二重線で「議会」とあり、実は21年、来年の4月1日から間違いなく保育クラブを運営するためには、来年の2月市議会定例会は予備日としてとっておきます。つまり、そのために12月定例会で議決を得るという仕組みになっております。もし、万が一12月定例会で議決を得られなければ、2月定例会で再度得て4月1日に臨むということで、12月定例会をめどに事務を進めることとなります。現在のところ、生涯学習部としましては、1団体選定、特に社会福祉協議会で保育クラブを運営していただきたい、指定管理者となってほしいということで、その理由といたしましては、モニタリングの実施によります総合判定の評価点が高かったこと、これまでの実績ももちろんございます。また、社会的な状況ですが、今後、少子化問題、少子化対策が重要になってきますが、あわせて児童の健やかな成長、そういう観点から考えますと、福祉団体としての社会福祉協議会に放課後保育クラブの運営をお願いしたいと考えて、1団体選定で現在事務を進めようとしているところでございます。スケジュール的には、種々の資料を準備いたしまして、5月中旬に指定管理者候補者選定審査会、先ほど申し上げました審査会に1団体選定を提示して結論をいただく予定になっております。以上でございます。

○ 宇田川委員

指定管理者審査委員会を構成するメンバーはどういう方ですか。

○ 青少年育成課長

公の施設の指定管理者候補者選定審査会運営要綱がございまして、メンバーは、副市長、総務部長、企画部長、財政部長、管財部長、そして、健康福祉統括部長と都市基盤統括部長が入っております。このお二方につきましては4月1日の機構改革により改正されていると思います。以上のメンバーです。

○ 宇田川委員

市の役職の方々に構成されているということですね。

○ 井関委員

第三者、専門家は入っていないということですか。

○ 青少年育成課長

はい。

○ 井関委員

分野が違ったり施設が違ったりしても、全部そのメンバーが対応なさるのですか。全ての分野共通の規則ですか。専門家はいなくていいのですか。専門家がいないと、一番大事なことがわかりやすいコストになるのです。例えば、候補でコストが安いとなるとそこに集中するのですけれども、それがいかどうかは必ずしもわかりません。要するに、1社を指定しておいてなれ

合いになってしまうのは怖いことなのですが、継続してやることによるプラス面はやはりあります。公募するときは、その公募の範囲、あるいは条件をお出しになって、公募の条件がまずあるかどうかわかりませんが、概して公募をすると、普通は見合うコストによってなのです。ですから、専門的な条件を満たしているかどうかということよりも、どうもコストになりがちです。そこがちょっと怖いところです。おもしろいのは、言葉が2つありまして、アウトソーシングというのは概してこういうのを言いますけれども、これはこちらサイドの条件で相手を決めるのです。だから外部委託なのです。ところが、コーソーシングという考え方があります。これは、共同なのです。相手と対等な立場です。これは、実は依頼主が予定していないような新しいアイデアや新しいものが生まれてくるものなのです。ところが、概して委託サイドは自分で幾つか条件をつけて、それに当てはまるもの、これがいいかどうかわからない。日本の企業が停滞して今動かないというのは、そこなのです。アメリカ流にやりますと、新しいアイデアを持ってくるのを評価するのです。ですから、公募したときは確実に新しいアイデアを持ってきます。そうすると、実は委託主のほうが予期しないような結果が生まれてきます。予期しない結果を持ってくる者を評価するのです。そういうときには、おもしろい提案だなというのは分野に関連する専門家が入っていないと、その判定は難しいだろうと思います。心配なのは、市役所だけでやると、公募したらもしかしたらコストが一番大きな要因になりそうですし、長年つき合ったところとなれ親しんでしまうと、ここからもアイデアが出なくなるのです。これからは変動のときですから、市の行政に、あるいは施設管理にどんな新しいアイデアや工夫をしてくれるのかということの評価しなければいけませんので、そこをぜひお考えいただくようにしてくださるといいと思います。

○ **生涯学習部長**

今のご質問というかお考えですが、もちろんこれは所管部にもお伝えしますが、私も個人的にはそういうこともやはり今考えなければいけない、特に総合評価というか、協働という形で工事等はやっていますから、こういう委託等についてもそういった考えもこれから研究していきたいと思います。

○ **西垣委員**

工事部門では、専門家を例えば、大手の技術者などを再雇用等で雇って、価格などを随分厳しく調整しているではないですか。

○ **生涯学習部長**

工事の場合は、総合評価の中で学識経験者の方に入っていて、評価の手続の中に入れてやっています。今、ソフトの管理の中でどういう仕組みをつくるかというのは、所管等とも一緒に研究、打ち合わせをしていきたいと思っています。

○ **井関委員**

ソフトな側面の評価が一番難しいです。金銭であらわれてくるのが一番見やすいので、ついついそれが基準になってしまいます。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。これもちまして、平成20年4月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後4時18分閉会)